

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第143号

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表北福祉事務所，上京福祉事務所，中京福祉事務所，東山福祉事務所及び西京福祉事務所の項中「，上京福祉事務所，中京福祉事務所，東山福祉事務所及び西京福祉事務所」を「及び深草福祉事務所」に，「保護第二係長」を「保護第二係長 保護第三係長」に改め，同項の次に次の1項を加える。

上京福祉事務所，中	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長
京福祉事務所，東山 福祉事務所及び西京 福祉事務所	支援保護課	支援第一係長 支援第二係長 保護第一 係長 保護第二係長

第1条第1項の表伏見福祉事務所の項及び深草福祉事務所の項を次のように改める。

伏見福祉事務所	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長
	支援課	支援第一係長 支援第二係長
	保護課	保護第一係長 保護第二係長 保護第三 係長 保護第四係長 保護第五係長 保 護第六係長

附 則

この規則は，平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)